Sieyes, Emmanuel Joseph (1748–1836)

1955. 10. 上山春平

I.

1748 III, 3 (30) 南仏. Fréjus にうまれる。父は公証人。5人目の子。Jésuite de Fréjus の経営する Dragnignan の Prêtres seculiers de la doctrine chrêtienne の collège に在学。

1762 (14) パリの Saint Sulpice の神学校に入学。(Notice によれば 62年だが 実際は 65年 17才)

1772 (24) 同校を卒業。(1770) (1770 Séminaire de St-Firmin 入学 1772年 同校卒)

II.

1773 (25) 牧師に任命。

1774 (26). X, 20 Brittany の僧会議員の地位をえたが無収入。

1775 (27) Treguier の司教 M. de Lubersac の秘書に採用。

1780 (~~33~~ 30) VIII, 8 Lubersac. Chartres の司教管区にかわる。シエースは彼の司教総代理として彼にしたがう。

1787 (39) XI, 17 Orléans 州議会議員(僧侶代表)として活動。

1788 (40) 末 "Vues sur les moyens d'exécution dont les représentants de la France pourront disposer en 1789."

XI "Essai sur les privilèges."

1789 (41) 1 "Qu'est-ce que le tiers etat."

"Délibérations à prendre dans les Assemblées."

III, a

僧侶から 選出されたので3階会 V. 5

1789 (41) 5 V, 9 (10) パリ第四部代表として第三部会に選出。開会後におくればせに選出された

VI, 10 第1部, 第2部への最後通告を提案(共同資格審査について)

11 [司祭100名, 第3部に合流を決ぎ。]

15 Assemblée des représentants connus et vérifiés de la nation française の名のもとに, 審査終了者のみで議会結成を提案。

[Mirabeau; Représentants du peuple français]

17 [Assemblée Nationale 決定.]

20 [テニスコートのちかい]

22 [僧侶149名, 第3部に合流]

23 [親臨議会: パリの民衆動揺]

24 [僧侶団の大部分, 第3部に合流]

25 [貴族約50名, 第3部に合流]

27 [王, 第1部, 第2部に対し, 第3部との合流を勧告。]

VII, 14 [バスチーユの陥落]

シエース, 憲法委員に選出。

Kyoto University

1789 (41) VII, 20 [ラファイエット『人権宣言』草案上程。提案（討論 VII, 20 — VIII, 26）]

"Déclaration des droits de l'homme en société [redacted] à l'Assemblée Nationale."

"Préliminaire de la constitution : reconnaissance et exposition raisonnée des drois de l'homme et du citoyen."

VIII, 4 [封建制廃止の決ぎ。]

11 [1/10税無償廃止案可決。]

1/10税無償廃止案に反対。(非常に人気をおとす。)

"Opinion de M. l'Abbé Sieyes sur l'arrêté du 4 relatif aux dîmes."

28 [ムーニェ『憲法』草案上程。（討論 VIII, 28 — IX, 11）]

IX, 10 [2院制否決。[redacted]等 ○ 89, × 849]

11 [停止の拒否権可決 ○ 679, × 325]

"Dire — sur la question du veto royal — à l'Assemblée Nationale."

29 憲法委員 Thouret の地方行政区割と代議制度についての報告。(シエースの意見を反映)

x 司法制度について憲法委員会に提案。却下。

X, 2 "Observations sur le rapport du comité du Constitution concernant la nouvelle organisation de la France."

5 [ベルサイユ行進]

6 [王のパリ移転]

14 [ミラボー，暴民鎮圧法上程]

19 [パリ移転後、最初の議会]

XI, 2 [教会財産の国有化法案可決]

"Projet d'[redacted]un décret provisoire sur la clergé"

Chartres の僧議会は，シエースから司教代理の職をうばうことを司教に勧告。

9 [Manège での最初の議会。議員入閣禁止法案可決。]

XII, 19 [アッシニア発行]

22 [Département の行政にかんする法令]

1790 (42) I, 出版検閲制度提案。却下。[redacted]決。（ヨロンの反感をかう）

11, 12 [修道院制度廃止]

III, [国有財産の売却開始]

24 司法制度についての討ぎ開始。シエース案否決。

"Aperçu d'une nouvelle organization de la justice et de la police en France."

[redacted] 31 [ロベスピエール，ジャコバン・クラブ議長に選出。]

Kyoto University

1790 (42) IV, 12 ラファイエット派《Société de 1789》をつくる。シエース加入。

V, 10 [ミラボー、宮廷にノートを送る。(宮廷との同盟)]

15 [宣戦媾和権をめぐる論争。(ミラボー, ラメト, ロベスピエール)]

~~22 [宣戦媾和権についての法令]~~

20 ミラボー、議会演説で、シエースの沈黙権と不逮捕権は "calamité publique" だ、という。

~~22 [宣戦媾和権についての法令]~~

VI, 1 [ミラボー、宮廷へのメモノート]

4 [議会の議長選挙をめぐって、ミラボー, シエース, タレイラン, シャプリエら、ジャコバン・クラブを脱退。] ~~22 [宣戦媾和権についての法令]~~

8 国民議会議長 (VI, 8 – 20)

19 [貴族の廃止]

~~22 [宣戦媾和権についての法令]~~

VII, 12 [僧侶にかんする民事基本法]

14 [第1回連盟祭。(ラファイエット万歳。)]

VIII, 6 [ナンシイ事件]

16 [議会、ナンシイ暴動の鎮圧法令可決 (ラファイエット提案) 。ラファイエットの人気急速におちる。]

IX, 4 [ネッケル自辞任]

X, 14 [ミラボーの宮廷ノート、ジャコバン内閣案]

XI, 27 [僧侶の宣誓要求。]

XII, 6 [ロベスピエールとミラボー対立]

23 [ミラボーの宮廷ノート、王権革命の陰謀]

1791 (43) I, 30 [ミラボー、ジャコバン・クラブ議長]

31 [ミラボー、議会議長]

II, 28 [亡命取締法案をめぐり、ミラボー、ラメト派と対立]

IV, 2 [ミラボー死去]

V, 7 シエース「宗教組織、信仰の一般的自由にかんする4月11日付パリ県僧侶告発に対する答弁」。可決。

27 [ロベスピエール、ラメト派を攻撃。]

VI. "Déclaration volontaire proposée aux patriotes des quatre-vingt-trois départements"
(コンドルセの助言。ジャコバン・クラブはこれを拒否。)

VI, 14 [ル・シャプリエ法]

21 [王のヴァレンヌ逃亡]

自己弁明 "Notice sur la vie de Sieyes", 1795 によれば、ジャコバンの攻撃と王の逃亡も、その引退の理由としている。(pp. 36–40)

~~22 [宣戦媾和権についての法令]~~

Kyoto University

1791, (43) VII, 14 [第2回・連盟祭]

17 [Champ de Mars 子件。]

ラメト派、ジャコバン・クラブ脱退。フィアン派をつくる。
シエースこれに力をかす。

21 [ジャコバン・クラブ粛清]

~~VIII, 1 [1791年憲法可決。]~~

27 [ピルニッツ宣言]

IX, 3 [1791年憲法可決。]

30 [立憲議会解散]

X, 1 [立法議会開会 (ジロンド派の支配)

20 [ブリッソ戦争支持]

XI, [好戦的諸立法]

16 [Pétion、パリ市長]

XII [戦争問題をめぐるロベスピエールとブリッソの論争。]

1792, (44) III, 10 [ブリッソ派内閣成立]

IV, 20 [オーストリーにたいして宣戦布告]

VI, 8 [連盟祭に参加する20,000の国民衛兵のパリ内での結成決ぎ。]

13 [ブリッソ派大臣解任。→ フィアン派内閣]

20 [パリ民衆、チュイルリー宮にデモ。]

29 [ラファイエットのクー・デ・タの企図失敗。]

VII, 11 [《Patrie en danger》の宣言]

14 [第3回連盟祭 (Pétion万才)]

VII, 28 [Brunswick宣言の報パリ到着]

29 [ロベスピエール、蜂起の3原則: ①王の退位, ②公会召集, ③普通選挙]

30 [マルセーユ連盟兵パリ到着。]

VIII, 10 [Tuileries宮攻撃。王とその家族をタイホ。]

IX, 2 [9月の虐殺 (2〜4)]

20 [公会の開会。ヴァルミー会戦。] シエース公会の代議員に選出。

21 [公会、王制廃止を布告]

X, 12 シエース、憲法委員にえらばれる。ただし、熱意なし。

XI, 20 [《鉄の箱》発見。王と敵との通謀バクロ。]

XII, 3 [公会、王を裁判にかけることを決定。]

1793 (45). I, 3 シエース、国防委員会のメンバーに指名。

16 王の「死刑」に投票。

21 [王処刑]

II, 1 [イギリスとオランダに宣戦布告]

5 シエースの国防案否決。(公会およびジャコバン・クラブに反対が多い。)

17 [国防委員会解散]

28 公教育委員に選出。

Kyoto University

1793 (45) III, 23　公教育委員会、委員長になる。(III, 23 — VI, 14)

IV, 06　[公安委員会 設立。]

VI, 1　シエース、コンドルセなどと"Journal d'Instruction Social"発行。

2　[ロベスピエール、公会を自由。ジロンド派指導者復帰。恒政を決ぎさせる。]

24　[共和ノ年の憲法決ぎ。(1793年憲法)]

26　初等教育についての公教育委員会報告。(シエースの考を反映)
モンタニャール これを攻撃。ロベスピエールは国民教育立案のため委員会の改選を提案。

X, 10　[革命政府にかんする法令。]

XII, 4　[共和国仮憲法(臨時政府の憲章)]

1794 (46) VII, 28　[ロベスピエール処刑]

1795 (47) II,　"Notice sur la vie de Sieyes"、発表。弁明。

III, 5　シエース、公安委員に選出 (III, 5 — VII, 3)

V, 3　平和交渉のためオランダに派遣

16　ハーグ平和條約調印。(オランダをフランスの支配下におく。
25,000のフランス駐留軍を許可。)

21　公会で、帰任報告。(声望を回復)

VII, 22　[バーゼル第2次平和條約(対スペイン)]

VIII, 2　シエース。公安委員に再選。

22　[共和国第3年憲法案(総裁政治を規定)]

X, 26　[公会解散)

27　[総][新議会開会]
シエース、総裁、元老院議員をことわって、500人会議議員になる。
沈黙。

1797 (49) IV　僧 Poule、シエース殺害未遂。

~~IX, 19　ナポレオン、イタリーにおける憲法制定の援助をシエースにもとめる。~~

IX, 4　[共和国第Fructidor 18日のクーデタ(左党派のおいだし)]

1798 (50) V, 7　シエースをオランドの交渉の便節として派遣することに決定。

II　[Floréal 20日のクーデタ(ジャコバン派のおいだし)]

19　[ナポレオン、エジプト遠征部隊出発]

VI, 20　シエース、ベルリン到着。(～1799, V, 24)
プロシャの中立化、攻守同盟、が目標。

VIII, 1　[ナポレオン艦隊ネルソンにやぶれる]

1799 (51) V, 24　シエース総裁に選出。ベルリンをたつ。

VI, 18　Prairial, 28－30日のクーデタ。

VIII,　総裁政府、ジャコバン派をパンアウト。

X, 16　ナポレオン、パリに着。

XI, 9-10　Brumaire 18－19のクーデタ。
臨時政府：Bonaparte, Sieyes, Roger-Ducos

Kyoto University

~~1793~~ 803 (45) XII, 19　ナポレオンはシエースに~~[illegible]~~の革命に対する貢績を表賞。

1816 (68) I,　Amnesty 法。→ シエース、ベルギーに亡命。ブラッセル居住。

1830 (82) VII,　[7月革命]

IX,　シエース、パリにかえる。

1836 (88) VI, 20　パリで死去。

Kyoto University